

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）			
機 関	職	機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 担当 課長 課長代理 秘書係長 庶務係長	事務局長 次長 課長 共 通 業 務 担 当 監 課長代理 秘書 係長 庶務係長	
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 都市建築技術 審議官 危機管理監 部長 担当部長 審理監 課長 担 当課長 健康指導監 防災航 空センター長 東部産業支 援センター長 企業誘致担当次 長 担当監 参事 経営企画 監 主幹 主査 主任 主事	理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 都市建築技術 審議官 危機管理監 部長 担当部長 審理監 情報戦略 補佐監 課長 担当課長 政 策監 健康指導監 防災航空 センター長 東部産業支 援センター長 企業誘致担当次 長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	
会 計 管 理 部	会計管理部長 課長 担当課 長 出納監察員 参事 主幹 主査	会計管理部長 課長 出納監 察員 共通業務担当監 参事 主幹 主査	
備考			
1 議会議事事務局の項中「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のものを用い、「課長代理」とは、秘書課及び総務課に置かれるものをいう。			
2 (略)			
3 知事部局の項中「部長」及び「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものを用い、「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「参事」とは、参事のうちの、総務課、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境課、経営企画チーム、研究開発課、環境課、総務課、健康福祉総務課、商工労働			
備考			
1 議会議事事務局の項中「課長代理」とは、総務課に置かれるものをいう。			
2 (略)			
3 知事部局の項中「部長」及び「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものを用い、「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「参事」とは、参事のうちの、総務課、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境課、経営企画チーム、研究開発課、環境課、総務課、健康福祉総務課、商工労働			

総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの（総務課にあつては、情報公開及び個人情報保護又は公益法人の指導監督を担当するものを除く。）並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいい、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に從事するものを除く。）を除く。）をいい、「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの（人事課にあつては、安全衛生管理を担当するものを除く。）をいう。

4 (略)

5 会計管理部の項中「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のものを用い、「参事」とは、会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するものを用い、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に從事するものに限る。）をいう。

6 (略)

7 教育委員会事務局の項中「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則第四項に定める室長を含むものとし、「担当課長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。））、法務係及び秘書係に限る。））、教職員課（企画調整係を除く。）及び教育改革課（県立学校改革・学校働き方改革推進担当（県立学校改革を担当するものに限る。）を除く。）に置かれるものを用い、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。

8—13 (略)

総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの（総務課にあつては、公益法人の指導監督を担当するものを除く。）並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものを用い、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に從事するものを除く。）を除く。）をいい、「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの（人事課にあつては、安全衛生管理を担当するものを除く。）をいう。

4 (略)

5 会計管理部の項中「参事」とは、会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するものを用い、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に從事するものに限る。）をいい、「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの（人事課にあつては、安全衛生管理を担当するものを除く。）をいう。

6 (略)

7 教育委員会事務局の項中「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則第四項に定める室長を含むものとし、「担当課長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。））、法務係及び秘書係に限る。））、教職員課（企画調整係を除く。））、学校経営戦略推進課（県立学校改革・学校働き方改革推進担当（学校の働き方改革を担当するものに限る。）に限る。）及び高校入学者選抜制度推進課に置かれるものを用い、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。

8—13 (略)

附 則

この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。